

こんにちは！川崎南部就労援助センターです！みなさまへセンターからのお知らせなどをおつたえします



がつ
11月のお知らせ

しゅうしょく さ ぽ ー と せつめいかい
就 職 サポート説明会

だい かい
第13回

ねん がつ にち か
2022年11月8日(火)

13:30~15:00

だい かい
第14回

ねん がつ か か
2022年11月22日(火)

13:30~15:00

さん か きぼう かた
参加ご希望の方は

とう せ ん た -
当センターへ

といあわ
お問合せください

かわさきなんぶしゅうろうえんじょせんたー
川崎南部就労援助センター

〒210-0024

かわさきしかわさきくにつしんちょう
川崎市川崎区日進町5-1

かわさきしふくごうふくし
川崎市複合福祉センター

ふくふく 3階

でんわ
電話:044-201-8663

まずはお電話でお気軽にお問合せ、

ご相談ください

[http://www.aotori-y.jp/
kawasaki-south-syuro/](http://www.aotori-y.jp/kawasaki-south-syuro/)



「最低賃金（最賃）」とは、最低賃金法に基づき国が決められている賃金の最低額（時給）のことです。

使用者はその最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。

この度、令和4年10月1日(土)から、神奈川県^{かながわけん}の最低賃金^{さいていちんぎん}が時間額1,071円に改定(31円引上げ)となりました。県内のアルバイト・パート・臨時等を含む全ての労働者に適用されます。

近隣の都道府県では

埼 玉	987円	(昨年度956円)
千 葉	984円	(昨年度953円)
東 京	1,072円	(昨年度1,041円)

と、なっています。

最低賃金は、住んでいる場所ではなく、勤務地のある都道府県の金額が適用されます。

神奈川県に住んでいる方で勤務地が東京の方は、最低賃金は、神奈川県^{かながわけん}の1,071円ではなく、東京都^{とうきょうと}の1,072円となります。

神奈川県労働局のホームページに、最低賃金のお知らせが掲載されていますので、こちらをご覧ください。

https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/saiteichingin_chinginseido/saichin.html

「最低賃金のお知らせ【賃金室】 | 神奈川県労働局」で検索してみましょう。